第一項第九号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の四（同令第二十二条の六において準用する場合を含む。）及び第二十条の十一の安全管理規程 五　［略］	第一項第九号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ 四　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の二第一項（同令第二十三条の四において準用する場合を含む。）及び第二十一条の十九第一項の運航管理規程 五　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十七年内閣府令第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（対策計画の特例） **第三条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の四（同令第二十二条の六において準用する場合を含む。）及び第二十条の十一の安全管理規程 五　［略］	（対策計画の特例） **第三条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ 四　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の二（同令第二十三条の四において準用する場合を含む。）及び第二十一条の十九の安全管理規程 五　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○内閣府令第百十八号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中十八ページ及び四十四ページから五十一ページまでを次のように改める。

検査の記録

検査項目	検査年月日	備考
先天性代謝異常等検査	年　月　日	
新生児聴覚検査 （自動ＡＢＲ・ＯＡＥ） リファー（要再検査）の場合	年　月　日	右（パス・リファー） 左（パス・リファー）
先天性サイトメガロウイルス検査	年　月　日	陰性・陽性

※検査結果を記録する場合は、保護者に説明し同意を得ること。

乳児

予備欄

保護者の記録【２週間頃】（　　年　　月　　日記録）

○泣き声やお乳を飲む力が弱いと思いますか。　いいえ　はい
○寝かせるときは、あお向けに寝かせていますか。　はい　いいえ
○自動車に乗るとき、チャイルドシートを使用していますか。　はい　いいえ
○保護者ご自身の睡眠で困っていることはありますか。　いいえ　はい
○子育てについて気軽に相談できる人はいますか。　はい　いいえ
○子育てについて不安や困難を感じることはありますか。　いいえ　はい
○成長の様子、育児の心配、かかった病気、感想などを自由に記入しましょう。　何ともいえない

※このページは医療機関、こども家庭センター等で参考にするので、丁寧に記入しましょう。気になることがあれば、医師や保健師、助産師などに相談しましょう。